

平成 25 年度 四国総合通信局 重点施策

「四国を強く！ いつも身近に ICT」

1 ICTの基盤整備と利活用の推進**(1) ICTの基盤整備**

- ア 過疎地、離島等の条件不利地域における超高速ブロードバンドの基盤整備を行う地方公共団体等を支援し、超高速ブロードバンド基盤の整備を推進する。
- イ 地上デジタルテレビジョン放送（地デジ）の暫定的難視対策の平成 26 年度末終了に向け、恒久対策計画策定済みの地区についての対策前倒し実施と計画未策定の地区についての計画策定を促し、地デジ受信環境を早期に整備する。
- ウ スマートフォンが爆発的に普及する一方で、辺地、過疎地等の条件不利地域には依然として携帯電話の不感エリアが点在しているため、携帯電話基地局の整備を推進する地方公共団体等を支援し、不感エリアの解消に努める。
- エ 需要が急増している携帯電話の新たな周波数確保のため、MCA無線、RFID（電子タグ）等の周波数移行、及びパーソナル無線の終了対策を支援するなど円滑な周波数移行・再編に取り組む。

(2) ICTの利活用による地域活性化

- ア ICT分野の研究開発及びベンチャー支援を行うとともに、産学官の情報交換・交流を一層促進することにより、研究開発と新規事業創出を推進する。
- イ 四国コンテンツ映像フェスタ、映像制作研修会、セミナー等を開催することにより、地域づくりや人づくりに資する地域コンテンツの流通を促進する。
- ウ ICT利活用を促進するため、地方公共団体など関係機関と連携して先進事例の紹介や人材育成などの取組を行う。
- エ 地方公共団体、大学、企業等を対象に、ホワイトスペースや特定実験試験局制度等新たな電波の利活用に関する施策及び制度、先進事例の成果と課題などを広く周知するとともに、ニーズ把握に努める。また、導入を検討している団体等へのサポートを強化し、地域における電波の利活用を促進する。

2 防災対策の推進

(1) 情報伝達手段の安全・信頼性の強化

- ア 地方公共団体に対し、防災行政無線や消防無線のデジタル化を促進するとともに、通信施設の停電対策や日常の自己点検などの防災対策を要請する。
- イ 災害発生時に住民に対する重要な情報提供を行うなど重要な役割を担う放送事業者及び電気通信事業者に対して、施設・設備の防災対策を要請する。また、放送事業者に対しては放送事故を未然に防ぐための点検実施や事故発生時の速やかな対応等を要請する。
- ウ 警察無線、鉄道無線、電力業務用無線等重要無線通信施設が、地震や津波等により機能不全に陥らないようネットワークの二重化等の検討を無線局免許人に対して要請する。また、四国地方非常通信協議会による非常通信訓練の実施や非常通信体制の点検を通じて、災害時の通信体制を強化する。
- エ 災害時の海上における通信を確保するため、海岸局の免許人や無線漁業組合等に対し、地震や津波など大規模災害の発生を想定した海岸局の運用手順の策定や電源確保等の対策を要請する。

(2) 住民への情報伝達手段の多様化

- ア 住民への情報伝達手段の基盤である同報系防災行政無線は、デジタル化により、より確実で高度な情報伝達が可能となるため、デジタル化を促進する。
- イ ホワイトスペースを利用したエリア放送は、災害時にはきめ細かな情報の提供が可能のため、引き続き制度を周知するとともに、ニーズ把握に努め、導入を検討している団体等へのサポートを行う。また、東日本大震災においてその有効性が認められた臨時災害用FM局について、地方公共団体に対して引き続き制度を周知する。

3 安心・安全なICT利用環境の整備

(1) 安心・安全な電波利用環境の整備

- ア 電波利用環境保護周知啓発強化期間を重点としつつ、平時からもポスター等各種媒体の活用や電波適正利用推進員との連携を図りながら、電波利用ルールについての周知・啓発を行う。また、電波を利用する人や電波に漠然とした不安を持つ一般の方々を対象に、電波の安全性についての説明会等を開催し、電波に関する正しい知識を広める。
- イ 社会的影響が大きい重要無線通信への妨害など緊急事案への即時対応

体制を確立するとともに、必要に応じて電波監視体制を強化し、重要無線通信妨害の防止に努める。また、一般免許人や地域住民からの混信妨害等申告全般への効率的な対応に努め、混信源等の早期排除に努める。

ウ 不法・違反無線局の排除・撲滅に向け、電波監視システムで取得したデータを有効活用し、効果的な行政指導・法令周知を強化するとともに、捜査関係機関等と連携して共同取締りによる摘発や悪質性の高い不法・違反無線局運用者に対して告発を含む厳正な措置を講じる。

(2) 安心・安全なインターネット利用環境等の整備

ア スマートフォンやタブレット端末の普及によってインターネットがますます身近な存在になる一方で、個人情報流出、犯罪の誘発等利用者にとっての危険性の増大も指摘されている。そのため、青少年をはじめとする電気通信サービス利用者が安心・安全にインターネットを利用できる環境整備に資する連絡体制を各県において確立し、周知・啓発活動を行うとともに、引き続きe-ネットキャラバンを実施する。

イ 電気通信サービス利用者の保護のため、各県の消費生活センター、電気通信事業者、学識経験者及び行政の連携により「四国電気通信消費者支援連絡会」を継続的に開催して、環境整備を促進する。

4 効率的な情報通信行政の推進等

ア 無線局免許申請等の手続きの迅速化と利用者の負担軽減のため、電子申請に関する説明会の開催、操作体験の実施などにより、電子申請を促進する。

イ 登録検査等事業者制度により、民間による無線局検査が拡充されたが、制度の健全な運営のため、立入検査を通じて登録検査事業者に対する監督を強化し、活動の適正化を指導する。

ウ タクシー用無線、簡易無線等の陸上無線通信において、周波数の有効利用につながるデジタル化を促進する。

エ 船舶の安全を確保するための新しい海上通信システムである「船舶共通通信システム」、「簡易型AIS」、「小型船舶救急連絡システム」及び「小型船舶位置情報システム」について、各県漁業関係部署、無線漁業組合等への周知などにより、システムの導入を促進する。